

船橋市議会傍聴規則の一部改正関係

赤字：市規則と標準規則でずれている条

黄色蛍光：市規則を改正する条

○船橋市議会傍聴規則		○標準市議会傍聴規則	
改正後	改正前	改正後	改正前
(傍聴人の定員) 第3条 一般席の傍聴人の定員は、105人とする。 <u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	(傍聴人の定員) 第3条 一般席の傍聴人の定員は、105人とする。	(傍聴人の定員) 第10条 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。 <u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	(傍聴人の定員) 第10条 傍聴人の定員は、〇〇人とする。 <u>2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証(章)を所持する者でも入場させないことがある。</u>
【本市の状況】 コロナ禍の際は議会運営委員会で協議を行い、一般席105席のうち32席を利用可能とした。		【全国市議会議長会解説】 コロナ禍における定員の制限など、実際の運用上傍聴人の数の制限が必要な場合も想定されることから、その旨の規定に改める。 「その他のやむを得ない事由」は、傍聴席の破損や漏水・雨漏りなど庁舎の損壊、庁舎建て替え・改修時の仮議場等が想定される。	
(傍聴券) 第5条 傍聴券は、会議当日傍聴席入口前で先着順により交付する。	(傍聴券) 第5条 傍聴券は、会議当日傍聴席入口前で先着順により交付する。	(傍聴券への記入) 第6条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に<u>住所及び氏名</u>を記入しなければならない	(傍聴券への記入) 第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に<u>住所、氏名及び年齢</u>を記入しなければならない

2 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴受付票(第3号様式)に住所及び氏名を記入しなければならない。	2 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴受付票(第3号様式)に住所及び氏名を記入しなければならない。	い。	ない。
【本市の状況】 昭和57年の船橋市議会傍聴規則全部改正の際に、「一般傍聴券」と「団体傍聴券」の種別を廃止。 平成16年の船橋市議会傍聴規則一部改正の際に、傍聴受付票の記入項目から「年齢」を削除し、「住所及び氏名」とした。		【全国市議会議長会解説】 本規定は、傍聴券に傍聴人の住所及び氏名を記入させることにより個々の傍聴人を特定するという議長の秩序維持権に由来した規定であると解される。 本規定の見直しを求める意見もあったが、①地方自治法第130条第1項の規定に基づき制止し、その命令に従わないとき退場させるためには個人の特定が必要であること、②住所や氏名を記入することで傍聴人の自制が期待できること、③開会中に災害等が発生した場合や遺失物があった場合等における個人の特定のために必要であること、等の理由により存置した。	
		2 <u>団体傍聴券には、次に掲げる事項の全てを記入しなければならない。</u> (1) <u>団体の名称</u> (2) <u>団体の人員</u> (3) <u>団体の代表者又は責任者の住所</u> (4) <u>団体の代表者又は責任者の氏名</u> 3 <u>前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の</u>	2 <u>団体傍聴券には、団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。</u>

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。 (傍聴証) 第6条 傍聴証は、報道関係者のうち、議長が必要と認めるものに交付する。 2 傍聴証は、会期ごとに交付するものとし、交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。	3 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。 (傍聴証) 第6条 傍聴証は、報道関係者のうち、議長が必要と認めるものに交付する。 2 傍聴証は、会期ごとに交付するものとし、交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。	<u>住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u> (傍聴証) 第5条 傍聴証は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要と<u>認めるもの</u>に交付する。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。	(傍聴証) 第5条 傍聴証は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要と<u>認める者</u>に交付する。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。
【本市の状況】 昭和57年の船橋市議会傍聴規則全部改正の際に、傍聴証の交付対象から「船橋市職員」を削除。			
(傍聴券等の提示) 第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。 (傍聴券等の返還) 第8条 傍聴券の交付を受けた	(傍聴券等の提示) 第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。 (傍聴券等の返還) 第8条 傍聴券の交付を受けた	(傍聴人の入場) 第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券<u>(前条第三項の名簿を含む。次条及び第九条第一項において同じ。)</u>又は傍聴証(章)を係員に提示しなければならない。 (傍聴券等の返還) 第9条 傍聴券の交付を受けた	(傍聴人の入場) 第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証(章)を係員に提示しなければならない。 (傍聴券等の返還) 第9条 傍聴券の交付を受けた

者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 銃器その他<u>危険な物</u>を持っている者 (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に<u>現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) 酒気を帯びていると認められる者	者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 銃器その他<u>危険物</u>を持っている者 (2) 張り紙、ビラ、掲示板、<u>プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ等を持っている者</u> (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の<u>楽器を持っている者</u> (4) 酒気を帯びていると認められる者 (5) <u>異様な服装をしている者</u>	者は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>これを返還</u>しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、<u>当該会期が終つたときは、これを返還</u>しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 銃器その他<u>危険な物</u>を持っている者 (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に<u>現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) 酒気を帯びていると認められる者	者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、<u>当該会期が終つたときに返還</u>しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 銃器その他<u>危険なもの</u>を持っている者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) <u>異様な服装をしている者</u>
---	--	---	---

<u>(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u>	<u>(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者</u>	<u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u>	<u>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u> <u>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>
【本市の状況】		【全国市議会議長会解説】 （新2号、旧4号） 視覚的に議事妨害となる物及び示威的行為のために使用されるおそれがある物として、「ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき」を例示。 なお、「その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物」としては、「張り紙、掲示板、旗、のぼり、はち巻、腕章、ゼッケン等」を想定。 （旧3号） 異様な服装の定義は、時代や社会情勢・人によって解釈が異なることや、議事妨害や傍聴妨害に当たる服装は本条第1項第4号（「その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者」）で対応可能なことから、標準規則から削除。	

		（旧5号） 音の出る器物の使用については、第13条（傍聴人の守るべき事項）で対応可能なため、標準規則から削除。 また、楽器類の持ち込みが可能になるのかという疑義が生じるかもしれないが、他の傍聴人への迷惑になる行為（例：通路や傍聴席をふさぐ等）については、明文規定がなくても本条第1項第4号（「その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者」）に該当し、持ち込みを制止することとなると考える。 （新4号、旧6号） 将来の改正等を考慮し、「前各号」を「前3号」ではなく「その他」に改める。また、第13条と合わせて「他人」とするとともに、安易な適用とならないよう「顕著な事情」を加える。	
2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者</u>に対し、係員をして、<u>前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否か</u>を質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。	2 議長は、必要があると認めるときは、<u>傍聴人</u>に対し係員をして、<u>前項第1号から第3号までに規定する物品を持</u>っているか否かを質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 4 <u>小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、こ</u>	2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者</u>に対し、係員をして、<u>前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否か</u>を質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、<u>その者の入場を禁止することができる。</u>	2 <u>児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの</u>

	<u>の限りでない。</u>		<u>限りでない。（参考）</u>
【本市の状況】		【全国市議会議長会解説】 本項が子育て世代の傍聴の障壁となっているとの意見や、主権者教育の推進など昨今の社会情勢を踏まえ、標準規則から削除。 乳幼児が泣いた際の対応としては、保護者等に対し入場時点で十分な説明をした上で、泣き出したら傍聴室外（又は別室）に案内し、泣き止んだら再入場してもらう流れを想定しており、第17条及び地方自治法第130条第1項に基づく制止や退場命令は抑制的に行うべきである。	
（傍聴人の守るべき事項） 第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。 <u>(1) 静粛にすること。</u> <u>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	（傍聴人の守るべき事項） 第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。 <u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u> <u>(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。</u> <u>(3) ヘルメット、はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用する等示威的行為をしないこと。</u>	（傍聴人の守るべき事項） 第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 <u>(1) 静粛にすること。</u> <u>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	（傍聴人の守るべき事項） 第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 <u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと</u> <u>(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと</u> <u>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと</u>

<u>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、かつ、使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、音を発しない状態にして使用することができる。</u> <u>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</u> <u>(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	<u>(4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> <u>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</u> <u>(6) みだりに席を離れないこと。</u> <u>(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> <u>(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u>	<u>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u> <u>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</u> <u>(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	<u>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない</u> <u>(5) 飲食又は喫煙をしないこと</u> <u>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと</u> <u>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと</u>
--	---	--	---

【本市の状況】 （新3号） 傍聴受付の際に、傍聴席では携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定し使用をしないよう案内をしているが、現行の船橋市議会傍聴規則に明文規定はない。 そのため、標準規則とは異なるが、現行の運用に合わせて「使用しないこと」まで改正案に表記している。 また、聴覚障害者が携帯電話端末等を使用すること（使用用途：UDトークの利用による字幕閲覧等）を想定し、ただし書きを追記している。 （旧4号） 同様の規定がある船橋市議会会議規則は表現を残している。	【全国市議会議長会解説】 （新1号） 都道府県及び町村議会の標準規則には「静粛」を条文中に規定しているため、新たに明記。傍聴人に対する説明の利便性や分かりやすさを考慮し、柱書ではなく「号」として規定。 （新2号） 本条旧第1号と旧第3号を第2号に統合し包括的に規定。他の傍聴人に対する示威的行為は本条第5号（「その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為」）の対象となる。 「はち巻、腕章、ゼッケン」は第12条第1項第2号（「その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物」）に包含。 （旧2号） 表現が古めかしいため標準規則から削除。本条第1号の「静粛にすること」の明定により対応可能と考える。 （新3号） 携帯電話は日常生活のインフラであり、傍聴席への持ち込みを制限することは困難なため、新たに明文規定として設ける。「その他音を発する機器」には、タブレット端末やノートPC等を含む。 （旧4号） 性別、年齢、障害の有無等を理由に傍聴の機会を制限しないた
--	--

		めに標準規則から削除。 会議規則に同様の規定があるが、議場に入る議員等に対する品位の保持に関する規制と同様の規制を傍聴人に課す必要性は乏しい。 議事妨害や他人に迷惑を及ぼす服装であれば、第12条及び本条の他の規定で対応可能と考える。 （新4号、旧5号） 体調管理のための水分補給を容認すべきとの意見もあるが、「傍聴人が容器を取り出す行為が、水分補給か危険物か即座に判断できない」ことや、「体調管理のために真に必要な場合か嗜好的な場合か判断がつかない」等の理由から、議員等の安全確保のため、旧規定を維持。 水分補給の例外規定を設けるかどうかは各市議会の実情に応じて判断すること。 （新5号、旧6・7号） 曖昧な表現である「みだりに席を離れ」と「不体裁な行為」は、他の傍聴人の迷惑となるような行為に包含されるため削除し、第5号に統合。 また、第12条第4号と表記を合わせ、「前各号に定めるもののほか」の表現を「その他」に改める。	
（写真の撮影、録音、録画、放送等の制限） 第12条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。た	（写真撮影、録音等の制限） 第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとする	（写真の撮影、録音、録画、放送等の制限） 第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。た	（写真撮影、録音等の制限） 第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。

だし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。	きは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。	だし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。	ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。
【本市の状況】		【全国市議会議長会解説】 「映画」は、傍聴規則の制定年からニュース映画を想定したと考えられるが、誰でも簡単に写真や動画撮影・動画配信ができる現状を踏まえ、傍聴人の分かりやすさの面から表記を改める。	
(傍聴人の退場) 第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>直ちに退場</u> しなければならない。	(傍聴人の退場) 第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>速やかに退場</u> しなければならない。	(傍聴人の退場) 第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>直ちに退場</u> しなければならない。	(傍聴人の退場) 第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>すみやかに退場</u> しなければならない。
【本市の状況】		【全国市議会議長会解説】 「すみやかに」は訓示的な意味で用いるとされているので、最も時間的即時性が強い「直ちに」に表記を改める。	
(係員の指示) 第14条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	(係員の指示) 第14条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	(係員の指示) 第16条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 <u>これを退場</u> させることができる。	(係員の指示) 第16条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは <u>これを退場</u> させることができる。